適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /		[1/2]						
令和 年 月 目 (フ リ ガ ナ)	(= =0 4						
住	所又は居所	(〒 731 - 0221)◎ (法人の場合のみ公表されます)						
	去人の場合) 店 又 は	広島市安佐北区可部7丁目17-19-3						
	たる事務所							
	所 在 地	(電話番号 082 - 516 - 5240)						
	フリガナ)	(〒 731 − 0221)						
		広島市安佐北区可部7丁目17-19-3						
納	税 地							
		(電話番号 082 - 516 - 5240)						
	フリガナ)	カブ・シキガ・イシャ タニムラシ・シャコウシャ						
	名义は名称	株式会社 谷村寺社工社						
	フリガナ)	タニムラ カス・ノリ						
		7-57 47 77						
	去 人 の 場 合) 表 者 氏 名	谷村 和則						
	 名 凡 石							
	人 番 号							
	(〇 臼 堋)) + 海丸	9 2 4 0 0 0 1 0 5 4 5 9 0 各請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで						
公表されます。	(❷日/順)は、過れ	日前小百九刊 事未刊 豆飲得に豆取されることもに、凶忧力が おい プリ						
1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除ぐ	く。)にあっては、	本店又は主たる事務所の所在地						
なお、上記1及び2のほか、登録また 党田漢字等を使用して公司		日が公表されます。 書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。						
		ての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律						
(平成28年法律第15号)第5	条の規定によるこ	改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。						
		Eする法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に つです						
より令和 5 年 9 月 30 日以前に提出するものです。								
令和5年3月31日(特定期間 した場合は、原則として令和5	1 4 / / 1/11/2/	発事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出 最されます。						
	の申請書を提出する	時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。						
		☑ 課税事業者 □ 免税事業者						
事 業 者 区 分 ※		コーパルデボヤー コープルデボヤー 認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税						
		応」欄を記載してくたさい。また、光代事業者に成当する場合には、沃集「光代 載してください (詳しくは記載要領等をご確認ください。)。						
令和5年3月31日(特定期間の								
判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までに								
この申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情								
がある場合は、その困難な事情								
I N		소파						
	.理士法人 長谷川: 说理士	云 訂						
	-	(電話番号 082 - 272 - 5868)						
数 數如	ın T							
※ 整理								
務 署 入力加理		身元						
[処] 八 刀 楚 珪 一 一 一	月日確認	確認 □ 未済						
│ 理								

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	株式会社 谷	村寺社工社					
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免	□ 令和5年10月1日の (平成28年法律第15号	一)附則第44条第4	4項の規定の適用	用を受けよう	とする事業者	する法律				
税	税 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。									
事	個 人 番 号									
業	事生年月日(個			法人 事 業	l'	月 日				
者	業 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月 日	のみ	至	月 日				
14	容			記載資本	金	円				
の	等事業内容									
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日									
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月 日									
3 %	22									
金 録	登 課税事業者です。 録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ									
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ									
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。									
(T)	の「「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)									
確認	 - その執行を終わり、又は - います。	執行を受けることがフ	なくなった日から2	2年を経過して	ロはい	いいえ				
					<u> </u>					
参										
考										
事										
7										
項										